

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年7月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900015号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900038号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成28年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年5月の標準報酬月額を、20万円に訂正することが必要である。

平成28年5月の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年5月31日から同年6月1日まで

A社に平成28年5月31日まで勤務し、同年5月分の厚生年金保険料が控除されているが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が同年5月31日と記録されている。

雇用保険被保険者離職票と給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 雇用保険の加入記録、請求者から提出された給与明細書及び雇用保険被保険者離職票、A社より提出された賃金台帳及び出勤簿並びに同社の取締役の陳述により、請求者が請求期間において、同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における平成 28 年 5 月の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（18 万円）及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（20 万円）から判断すると、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 5 月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 前述のとおり、請求期間における本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は 20 万円であることが確認できることから、請求者のA社における平成 28 年 5 月の標準報酬月額については、20 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900002号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900015号

第1 結論

平成16年7月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年7月から同年10月まで

私は、時期ははっきりとは覚えていないが、請求期間の国民年金保険料の免除申請を行うため、A社会保険事務所(当時)に出向いた。その際担当職員から、「免除の申請書を窓口のカウンターに置いておいてください」と言われたので、その指示に従って、免除の申請書を提出したが、その後、請求期間が免除期間となっていないことがわかった。職員の指示に従って提出したにもかかわらず、正規の提出として処理されずに、請求期間が国民年金保険料の免除期間とされていないのは納得できないため、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社会保険事務所において、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、請求期間が国民年金保険料の免除期間とされていないとして、記録の訂正を求めている。

一方、オンライン記録によれば、請求期間前後は国民年金保険料の免除期間となっており、それぞれ免除申請年月日は、直前の平成15年12月から平成16年6月までの期間については平成16年1月30日、直後の同年11月から平成17年6月までの期間については平成16年12月8日となっている。

また、平成14年4月から平成17年3月までの期間における国民年金保険料の免除承認は、申請日の属する月の前月から社会保険庁長官(当時)の指定する月までとされ、指定する月は、申請日の属する年の6月(申請日の属する月が7月から12月である場合は、翌年の6月)までの期間において必要と認める月とされていたことから、上記の免除記録は、当時の取扱いに沿ったものであることが確認できる。

以上のことから、請求期間前後の期間に係る国民年金保険料の免除記録に特段不自然な点は見当たらない上、請求期間直後の期間に係る免除申請を行った平成16年12月8日の時点で

は、請求期間の保険料の免除申請を行うことはできないことに加え、前述の免除承認期間の取扱いによれば、請求期間である平成 16 年 7 月から同年 10 月までの期間について、免除承認を受けるためには、当該年度の 7 月または 8 月に申請免除手続を行う必要があったところ、請求者は、請求期間の国民年金保険料の免除申請を行った時期をはっきりとは覚えていない旨陳述していることから、請求者が請求期間の国民年金保険料の免除申請を行ったと推認することができない。

さらに、A 年金事務所は、平成 16 年度の国民年金保険料の免除申請書について調査を行ったものの、請求者の請求期間に係る免除申請書は確認できなかった旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す資料を保有していると主張しているが、提出を求めても提出はされず、このほか、請求期間の国民年金保険料について、免除されていたことを示す関連資料はなく、免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。